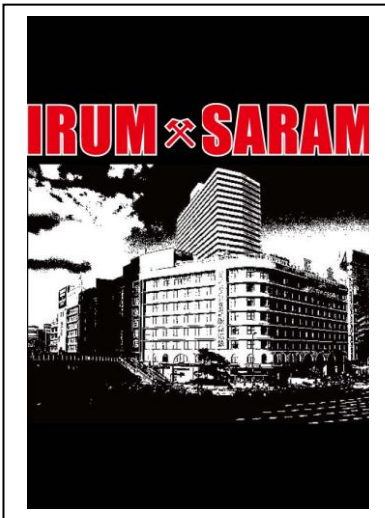


金稔万さん本名(民族名)損害賠償裁判



原告の主張を一切無視した久留島^{くろしま}判決に異議あり!

大阪高裁は公正な判決を!

⊕ 判決前集会 ⊕

11月16日(土) 14:00~17:00

場 所：KCC（在日大韓基督教会館）地下鉄「今里駅」南へ徒歩

参加費：1000円・大学生500円・高校生以下無料（終了後、懇親会）



☆ 控訴審 “判決言い渡し” ☆

日 時：11月26日(火) 11:00~

★当日9:30に裁判所東口に集合して、周辺でピラマキ予定。お手伝いをお願いします。

★10:20~10:30に、裁判所東側別館入り口で傍聴抽選券の配布あり。10:30に抽選。

★終了後、大阪弁護士会館前で簡単な報告集会を持ち、その後、記者会見を行います。

場 所：大阪高等裁判所別館74号法廷（大阪市北区西天満2-1-10）

地下鉄・京阪「淀屋橋駅」「北浜駅」下車、徒歩5分（傍聴席は37席です）

◎在日韓国人2世の金稔万さんが大阪の建設現場に日雇いで就労するにあたって、日本名（通名）の使用を強制されたことから、精神的苦痛を受けたとして、2010年5月に建設会社（元請けのゼネコンと下請け2社）と国を相手取り、損害賠償請求訴訟を大阪地裁に起こしました。

◎2年余の審理を経て、2013年1月30日の判決で、大阪地方裁判所第8民事部の久留島^{くろしま}群^{ぐん}一^{いち}裁判長は「強制の事実は認められない」と金稔万さんの請求を棄却し、原告敗訴の不当判決を言い渡しました。

◎判決には問題が2点ありました。①金稔万さんが日本名の使用を強制された事実を否定し、前提となる日雇い労働への理解もありません。②国が本名回復の特段の努力も行わず放置した不作為も認めませんでした。

◎在日外国人に対し、日本名の使用を強制することは人格権の侵害にあたります。裁判所は、あろうことか金稔万さんが日本名使用を承諾したとし、強制の事実そのものを否定しました。

◎この判決がまかりとおるならば、日本社会で日本名の強制が一層助長されかねません。1月30日の地裁判決には多くの人が落胆し、憤りを感じました。金稔万さんは2月7日に大阪高裁に控訴し、3回にわたる口頭弁論を経て、いよいよ11月26日に“判決言い渡し”が行われます。公正な判断を求めます。注目ください。

金稔万さん本名（民族名）損害賠償裁判を支援する会・弁護士（空野佳弘・奥田慎吾・弘川欣絵）